

道路運送法に基づく協議が調っていることの証明書

令和3年12月23日付け可児市地域公共交通協議会において、下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1. 運行の態様

路線定期運行

2. 協議会が調った事項（※該当する番号に○を記載）

① 路線の新設     ② 路線の休止     ③ 路線の廃止

④ 使用車両（乗車定員11人未満）     ⑤ 最低車両数（常用車5両・予備車1両未満）

⑥ 車両の併用     ⑦ 運行計画（運行系統・運行回数・運行時刻・運輸期間）

⑧ 運賃及び料金

3. 協議が調っている路線及び運行系統

(1) 路線：別添1、1-1、1-2、1-3

（※路線の新設・廃止は、別添資料に記載）

（※バス停の移設は、別添資料に記載）

(2) 運行系統：さつきバス 中心循環線（右回り、左回り）、西部線（可児駅～西可児駅）、東部線（可児駅～ぎふワールド・ローズガーデン）、桜ヶ丘線（可児駅～桜ヶ丘1丁目）、兼山線（可児駅～可児駅）

4. 協議が調っている運賃及び料金の種類、額及び適用方法

さつきバスの一日乗車券 400円

5. 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合にはその条件

なし

令和3年12月23日

可児市地域公共交通協議会

会長 高木 伸二

